

和光市 報道発表資料 令和2年5月29日

タイトル	固定資産税及び都市計画税の土地評価における課税誤りについて
------	-------------------------------

いつ 実施日時・工期	令和2年 5月29日
どこで 会場・開催地等	和光市役所 総務部 課税課
だれが 主催者・関係者	固定資産税及び都市計画税の納税義務者
なにを 事業内容など	<p>市街化区域農地に課せられる土地の固定資産税・都市計画税について、過大に課税徴収していたことが判明いたしました。</p> <p>対象件数 24件</p> <p>対象年度 平成15年度から令和2年度まで</p>
なぜ 目的・理由	<p>市街化区域内の農地は、特定市街化区域農地として宅地並みの評価をし、課税を行いますが、生産緑地法第3条第1項に掲げる生産緑地地区に指定された農地については、一般農地として評価し、課税を行います。</p> <p>生産緑地地区の指定が解除された農地が、賦課期日（1月1日）後においても引き続き農地として使用されている場合は、特定市街化農地として評価し、課税を行うこととなりますが、その際に地方税法附則第19条の3の規定により、生産緑地地区の指定が解除された翌年度から4年が経過するまでは、課税標準額（固定資産税の場合は、評価</p>

	<p>額に 1 / 3 を乗じた額、都市計画税の場合は評価額に 2 / 3 を乗じた額) に下記の表の率を適用させ、税額を算出することとなります。</p> <table border="1" data-bbox="475 376 1345 528"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>初年度目</th> <th>2年度目</th> <th>3年度目</th> <th>4年度目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>率</td> <td>0. 2</td> <td>0. 4</td> <td>0. 6</td> <td>0. 8</td> </tr> </tbody> </table> <p>しかしながら本市では、初年度目からこの率を適用せずに課税を行っていたため、税額の誤りが生じたものであります。</p>	年度	初年度目	2年度目	3年度目	4年度目	率	0. 2	0. 4	0. 6	0. 8
年度	初年度目	2年度目	3年度目	4年度目							
率	0. 2	0. 4	0. 6	0. 8							
<p>ど う し た 経緯・経過</p>	<p>対象者への説明及び過納金の還付手続については、令和2年7月以降、法令等に従って、速やかに進めていきます。また、本件を受けて、適正な土地評価を行うべく、職員への土地評価における法令等解釈の周知徹底を図っていきます。</p>										
<p>金 額</p>	<p>還付金額 27, 000, 000円 (本税分)</p>										
<p>そ の 他</p>											
<p>問い合わせ先 担 当 課</p>	<p>課 名 和光市 総務部 課税課 氏 名 鈴木 克 明 電 話 048-464-1111 (内線2263)</p>										